

自主防災組織の防災資機材収納庫の設置に係る許可基準要領

この要領は、公園管理者以外の者が都市公園法第2条第2項第9号及び都市公園法施行令第5条第8項に規定する「食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫」である防災資機材収納庫（以下「収納庫」という。）を設置しようとする場合の都市公園法第5条第1項の許可に関する基準（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が設置する倉庫及び総合公園に設置する倉庫は除く）について、必要な事項を定めるものとする。

（許可対象者）

第1条 許可対象者は千葉市自主防災組織育成指導要綱第3条に基づき認定された自主防災組織（以下「団体」とする。）とする。

（設置条件）

第2条 団体が収納庫の設置場所を他に確保できない場合であること。

（収納庫面積）

第3条 収納庫の設置面積は、6.6㎡（2坪）以下とする。

（設置基数）

第4条 1団体が設置できる収納庫は1基とする。なお、同一の公園に複数の団体が設置する場合は、都市公園法第4条第1項及び同条第1項ただし書き（法施行令第6条第1項第1号）で定める割合を超えない範囲において設置できるものとする。

（設置場所）

第5条 収納庫の設置にあたっては、次の各号に掲げる条件を優先すること。

- （1）公園の出入り口付近、中心となる場所、死角を生ずる場所及び公園内外からの見通しが著しく悪化する場所はさけること。
- （2）公園内の施設や樹木を損傷し、又は移設等の影響を及ぼさない場所であること。特に、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定版）」に基づく遊具の安全領域を確保すること。
- （3）公園景観を損ねない場所であること。
- （4）水道管や電気系統等の地下埋設物がない場所であること。
- （5）その他公園の管理及び利用に支障がない場所であること。

（構造・外観）

第6条 設置する収納庫は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）収納庫の高さはおおむね2m以下とすること。
- （2）公園利用者に対して危険を及ぼすような構造や状態になっていないこと。
- （3）公園施設設置物件として美観的及び景観的に見苦しくないこと。

- (4) 堅牢なつくりであり、倒壊や転倒等の恐れのないように安定性が確保されていること。
- (5) 収納物の散乱等がないように、鍵が施されているものであること。
- (6) その他公園の管理上支障のない構造や外観であること。

(自治会又は団体の同意)

第7条 収納庫の設置の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合、事前にそれぞれ当該各号に該当する自治会又は団体から様式1の同意書を得ること。

- (1) 収納庫を設置しようとする公園が他の自治会又は団体の区域内にある場合
- (2) 収納庫を設置しようとする公園が他の自治会又は団体の区域に隣接する場合
- (3) 収納庫を設置しようとする公園に収納庫を既に設置している自治会又は団体がある場合

(借地公園の場合の措置)

第8条 土地所有者が公園管理者以外の場合には、土地所有者から設置の承諾を得ること。

(許可の表示)

第9条 収納庫には、千葉市が発行する許可証明シールを所定の場所に貼ること。

(許可期間)

第10条 設置期間の基準は5年間とし、許可終了日を年度末(3月31日)とする。ただし、設置許可期間内においても、第1条の団体が収納庫を使用しなくなった場合、又は解散した場合、収納庫の設置許可受者は速やかに収納庫を撤去すること。

附 則

この基準は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成25年1月1日から施行する。

2 この基準の施行の際、1団体が既に1基目を設置しており、当該収納庫の容量が不足する場合は、第3条で定める設置面積の範囲で2基目までの設置を可能とし、設置に際しては可能な限り一体化に努めるものとする。

附 則

この基準は、令和4年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 2 7 日から施行する。

(公園へ設置申請する団体)

団体名 _____

代表者 _____ 様

同 意 書

貴団体が下記の公園に貴団体の所有する防災資機材倉庫を設置することについて同意します。

記

1 公 園 名 _____

2 添付図面 公園及び双方の団体（自治会）の区域がわかる位置図

年 月 日

(同意する団体又は自治会)

団 体 名 _____

代表者氏名 (自署又は記名押印してください) _____

連絡先電話番号 _____